

バイク・軽四輪自動車等の税金について

1 軽自動車税の種類

一般に「軽自動車」というと、排気量660cc以下の四輪の車を指すものと思われがちです。しかし、「軽自動車税」というときの軽自動車とは…？

- ア 排気量125cc以下の原動機付自転車（ミニカーは20cc超50cc以下）
- イ 排気量125ccを超え、250cc以下の軽二輪
- ウ 排気量250ccを超える小型自動二輪
- エ 排気量660cc以下の軽四輪、軽三輪
- オ フォークリフトなどの小型特殊自動車 など

2 軽自動車等の税額

■ バイク・小型特殊自動車

車 両 区 分	車 種 区 分	年 税 額
原動機付自転車	①50cc以下 または定格出力0.6kW以下 ※③⑤に該当する場合を除く。	2,000円
	②50cc超90cc以下 または定格出力0.6kW超0.8kW以下 ※③に該当する場合を除く。	2,000円
	③125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円
	④90cc超125cc以下 または定格出力0.8kW超1.0kW以下 ※③に該当する場合を除く。	2,400円
	⑤ミニカー（3輪以上） 20cc超50cc以下 または定格出力0.25kW超0.6kW以下 ※総務省令で定めるものを除く。	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（フォークリフトなど）	5,900円
被けん引車		3,600円

■軽自動車（四輪以上及び三輪）

①平成 27 年 4 月以降に新車登録した車両(車検証の初度検査年月が「平成 27 年 4 月」以降の軽自動車)

- ・三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例（軽課税率）を適用します。

区 分				平成 27 年 (2015 年) 4 月 以後の新車登録	グリーン化特例（軽課） 令和 7 年(2025 年)4 月 1 日から 令和 8 年(2026 年)3 月 31 日までに 新車登録した軽自動車のうち下記に該当するもの	
					電気・ 天然ガス 軽自動車	令和 2 年度基準達成かつ 令和 12 年度基準 90%達成
軽自動車	三 輪			3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円 乗用営業用のみ
	四輪以上	乗用	営業用	6, 9 0 0 円	1, 8 0 0 円	3, 5 0 0 円
			自家用	1 0, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円	—
		貨物	営業用	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円	—
			自家用	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円	—

②平成 27 年 3 月以前に新車登録した車両(車検証の初度検査年月が「平成 27 年 3 月」以前の軽自動車)

- ・グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪及び四輪の軽自動車について重課税率が適用されます。

区 分				初 度 検 査 年 月	
				平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月	平成 25 年 3 月以前 (重課税率)
軽自動車	三 輪			3, 1 0 0 円	4, 6 0 0 円
	四輪以上	乗用	営業用	5, 5 0 0 円	8, 2 0 0 円
			自家用	7, 2 0 0 円	1 2, 9 0 0 円
		貨物	営業用	3, 0 0 0 円	4, 5 0 0 円
			自家用	4, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

※動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車等は、経年車重課の対象外となります。

車検証の「初度検査年月」とは・・・

自動車検査証		令和8年1月4日		軽自動車検査協会			
車両番号	初度検査年月 令和8年1月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号	
車名			車体の形状				
車台番号	初度検査年月とは、新車として最初に新規検査を受けた年月のことです。		燃料の種類	総排気量又は定格出力			
型式	原動機の型式		前輪重	後輪重			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	

3 軽自動車税はいつ納める

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車等を所有している方に課税されます。例えば、4月2日以降に軽自動車等を譲渡または廃車されても、4月1日現在の所有者であれば、その年度の軽自動車税は全額納めていただきます。

なお、4月2日以降に所有された方には、翌年度から軽自動車税が課税されます。納税については、毎年5月中旬に区役所から「軽自動車税納税通知書」をお送りしますので、納期限の5月末日（土曜・休日の場合はその翌日）までに、取扱金融機関、大田区役所納税課及び区内特別出張所（注1）で納めてください。

また、地方税統一QRコード（eL-QR（エルキューアール））の読み取りまたはeL（エル）番号の入力から地方税お支払サイト（注2）やスマートフォン決済アプリで納めることができます。詳細は「地方税お支払サイト」（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

※バーコードが印刷された納付書は、コンビニエンスストア、MMK設置店でも納付することができます。

※バーコード決済は令和7年度をもって取扱いを終了いたしました。

4 軽自動車等の登録と廃車

①登録と廃車は申告が必要です

軽自動車等を買った、売った、あげた、もらった、廃棄したい、盗まれた、などの場合や、住所、氏名が変わった場合にも必ず申告が必要です。所有しなくなったときに、申告をしないしていると引き続き課税されることになります。

また、区外に転出した場合、申告を忘れがちです。ご注意ください！

②登録・廃車の申請場所は？

軽自動車税は区が4月1日現在の所有者に課税しますが、申告書の提出場所は、車両の種類によって次のように異なります。

◇排気量125cc以下1.0kW以下の原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車

大田区役所4階 課税課（庶務・諸税） 03（5744）1192

※廃車は区内特別出張所（注1）でも取り扱っています。

◇排気量125ccを超えるオートバイ（軽二輪、小型自動二輪）

関東運輸局 東京運輸支局 テレホンサービス
品川区東大井1-12-17 050（5540）2030
https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_tokyo/

注1：令和8年9月1日より、蒲田東特別出張所の窓口納付・廃車手続は休止となります。

注2：地方税お支払サイトは令和8年9月にeLお支払いサイトへ名称変更予定です。

◇排気量660cc以下の軽四輪

軽自動車検査協会東京主管事務所

港区港南3-3-7

050(3816)3100

<https://www.keikenkyo.or.jp/>

③原動機付自転車等の申告方法

ア. 標識の交付（新規登録）

原動機付自転車等を購入したり、譲り受けたりした場合、新しく標識（ナンバープレート）と標識交付証明書を受ける申告が必要です。

●必要なもの

個人
・「販売証明書」または「廃車証明書と譲渡証明書」
法人
・「販売証明書」または「廃車証明書と譲渡証明書」 ・所在地を証明するもの（郵便物等）

イ. 標識の返納（廃車申告）

軽自動車等を譲渡した、こわれたので処分する、盗まれた、他の市区町村に転出する。

このようなときには、すぐに廃車申告をするとともに標識を返納してください。

●必要なもの

- ・ 標識（ナンバープレート）
- ・ 標識交付証明書

廃車申告後、廃車証明書（廃車申告受付書）をお渡しします。廃車証明書は、譲渡するときや、転出先などで新規に申告するときに必要となります。



「標識交付証明書」
って何？



標識交付証明書は、文字どおり標識を交付した証明です。原動機付自転車等の車両の情報や納税義務者名が記載されています。廃車するときにも必要になります。なくしたりすることのないようにしましょう。

こんな場合、どうすれば？

★盗難にあった！廃車したい

盗難届を提出した警察署より、盗難届受理番号・受理年月日を控え、課税課（庶務・諸税）又は区内特別出張所（注1）までお越しください。

★廃車申告の手続きを代理人に頼んだ

「代理人が手続きをしなかった。」というケースがあります。手続きを頼んだら必ず代理人から廃車証明書をもらうなど手続きが済んだかどうかを、確認してください。

★標識を紛失した

課税課（庶務・諸税）までお越しください。
この場合、標識の弁償金 200 円がかかります。

減 免 制 度

次のような場合には、軽自動車税が免除されることがあります。

- ① 災害や、その他これに類する理由により生活が困難になった場合
- ② 生活保護法により扶助を受ける場合
- ③ 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「療育手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている場合（等級による）
- ④ ③に該当する方または生活を共にする方が所有し、障がいのある方のために使用する場合
- ⑤ ③に該当する方のみで構成される世帯の方が所有し、その障がいのある方を常時介護する人が障がいのある方のために使用する場合
- ⑥ 身体に障がいのある方のための構造になっている車を運転する場合

減免を受けようとする方は、申請書を提出することが必要です。申請に必要な書類等は、課税課までお問い合わせください。（なお、③、④、⑤に該当する方で既に自動車税、もしくは軽自動車税を減免されている場合は除きます。）

※減免申請は、納期限までに行ってください。

注1:令和8年9月1日より、蒲田東特別出張所の廃車手続は休止となります。

24
特別区
たばこ税

たばこ税も貴重な財源

たばこには、いろいろな税金がかけられています。特別区たばこ税、都たばこ税、国たばこ税等です。これらの税金は、すべてたばこの定価に含まれていますので、たばこを買った方は、同時に税金も払っていることになります。

さて、この特別区たばこ税は、区内のたばこ小売店の売り上げ本数によって税収が決まります。令和7年度中に区内で買われたたばこは7億8千万本で、たばこ税による収入は約51億円でした。

■たばこ1箱あたりの税負担額

(例) 1箱(20本入り) 580円の場合(令和8年4月1日現在)

税金の種類	税 額	定価に占める割合
特別区たばこ税	131.04円	22.6%
都たばこ税	21.40円	3.7%
国たばこ税	136.04円	23.5%
たばこ特別税(国)	16.40円	2.8%
消費税	52.72円	9.1%
たばこの税負担合計	357.60円	61.7%

用途に合った「税証明」を！

1 大田区で発行する税の証明

区税等に関する税の証明は次のとおりです。

税の種類	証明書の種類	主な用途
特別区民税 都民税 森林環境税	課税（非課税）証明書	主に収入（所得）の証明用に使用されます。
	納税証明書	納税額の証明に使用されます。
軽自動車税	納税証明書 （継続検査用、一般用）	【継続検査用】車検を要する軽自動車等の継続検査用納税証明として使用されています。 【一般用】 売買や名義変更などに使用されています。

2 大田区が発行できない税の証明

- ・土地家屋の評価証明書 … 都税事務所で発行
- ・所得税の納税証明書 … 税務署で発行
- ・普通自動車税の納税証明書 … 都税事務所で発行

3 新年度の税証明の発行

（１）住民税（納税方法により発行開始時期が異なります。）

- ・会社の給与から差し引かれている方（給与からの特別徴収）…… 5月中旬から
- ・個人で直接納める方（普通徴収）…… 6月中旬から
- ・公的年金から差し引かれている方（年金からの特別徴収）…… 6月中旬から

（２）軽自動車税

5月中旬から

4 税証明が必要になったら

（１）申請（交付）窓口

- ・大田区役所 4階 課税課 電話 5 7 4 4-1 1 9 2
- ・大田区役所 1階 戸籍住民窓口 電話 5 7 4 4-1 1 8 5
- ・区内特別出張所（注１）
- ・大田区役所 4階 納税課（納税証明書のみ取扱い）電話 5 7 4 4-1 1 9 9

◆お持ちいただくもの

- ・ご本人申請の場合…本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・代理申請の場合…委任状、代理人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
※代理人がご家族であっても委任状は必要です。
- ・手数料…1通につき 300 円
※軽自動車税の納税証明書のうち継続検査用は無料です。一般用は1通につき 300 円です。

注１：令和８年９月１日より、蒲田東特別出張所の証明発行は休止となります。

(2) コンビニエンスストアにおける証明書の交付

平成 30 年 2 月から、コンビニエンスストアでマイナンバーカードを利用して、税証明書を取得できるようになりました。

- ・発行できる証明書
特別区民税・都民税の課税（非課税）証明書及び納税証明書（いずれも現年度分と過去 2 年分）
※軽自動車税の納税証明書はコンビニエンスストアでは発行できません。
- ・対象者
区内在住で、証明年度に税の申告等をされた方で、マイナンバーカードをお持ちの方
※注）条件により、税証明書を取得できない場合があります。詳しくは課税課（電話 5 7 4 4－1 1 9 2）へお問い合わせください。
- ・手数料
令和 8 年 8 月までは 1 通につき 250 円、令和 8 年 9 月からは 1 通につき 150 円。

(3) 郵送申請

郵送で交付申請ができます。ご使用前に 2 週間程度の余裕をもって交付申請をしてください。申請の際、次のものを同封してください。電子メールや電話、FAX での申請は受け付けておりません。また、本人申請が原則です。

①申請書

便せん等に次の事項を記入してください。

※申請書は大田区ホームページからもダウンロードできます。

【特別区民税・都民税（住民税）証明書】

- ・申請者の氏名
- ・申請者の住所
- ・申請者の生年月日
- ・申請者の昼間の連絡先電話番号
- ・納税義務者（証明の対象となる方）の氏名
※氏名が変更となった方は、新旧の氏名を両方ともご記入ください。
- ・納税義務者の生年月日
- ・大田区での住所【賦課期日（1 月 1 日）現在の住所】
例：令和 8 年度の証明が必要な場合は、令和 8 年 1 月 1 日現在の住所
- ・証明書の種類（納税、課税、非課税）、年度、枚数
- ・使いみち

【軽自動車税納税証明書】

- ・申請者の氏名
- ・申請者の現住所
- ・申請者の昼間の連絡先電話番号
- ・納税義務者（証明の対象となる方）の氏名、住所
- ・ナンバープレートの番号（標識番号）
- ・証明年度、枚数
- ・使いみち

②手数料

1 通につき 300 円です。郵便局で定額小為替を購入し同封してください。

なお、車検用（継続検査用）の軽自動車税の納税証明書は無料です。

③返信用封筒

申請者本人の住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの。

(④委任状)

代理申請の場合は委任状が必要です。

(記載例は下図を参照)

以下の場合には「身分証明書（写し）」の添付が必要です。

- ・証明書の送付先が、住民登録地と異なる場合
- ・大田区から転出された方で、その後さらに転出をした方
- ・氏名変更があった方
- ・代理人が交付申請する場合（代理人の本人確認が必要） など

送付先

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

大田区役所 課税課（庶務・諸税）

●委任状の書き方の例

委 任 状		
(宛先)		
大田区長		
〇〇年〇〇月〇〇日		
委任者	住 所	大田区〇〇-〇-〇
	氏 名	〇 〇 〇 〇 印
	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
私は、下記の者に〇年度課税（非課税・納税）証明書の交付申請と受領を委任します。		
代理人	住 所	大田区〇〇-〇-〇
	氏 名	〇 〇 〇 〇
	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

プライバシー保護と税証明

税証明書には他人に知られたくない個人のプライバシーが数多く記載されています。

したがって、税証明書の交付申請ができるのは本人のみです。

本人以外の方が交付申請する場合には委任状が必要です。

※ 代理人の本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をご用意ください。
また、委任者の氏名は直筆でお願いします。用紙は便せん等を使用してください。

【税証明交付申請に係るよくある質問】

Q

「課税証明書」が必要になったのですが、申告をしていないので、発行できないと言われました。どうしたらいいですか？

A

「課税証明書」を発行するためには、住民税の申告をしていただき、それに基づいて課税または非課税の決定がされていなければなりません。すぐに申告してください。なお、税証明の発行は税額の計算等の事務処理が終わってからになります。

Q

資金の借入れのため「所得証明書」が必要です。区役所で取れますか？

A

区役所で発行している税証明のうち、「課税（非課税）証明書」に所得額が記載されていますので、所得を証明することができます。

Q

知人の高齢者に頼まれて、「課税証明書」を取りに来ましたが断られてしまいました。なぜでしょうか？

A

プライバシー保護のため交付申請ができるのは本人に限られます。他人の場合はもちろん、家族の方であっても本人に代わって交付申請をする場合は委任状が必要です。必ず委任状をお持ちください。

Q

今年2月に大田区に転入してきました。今年度分の住民税の「課税証明書」は大田区で取れますか？

A

住民税は、毎年1月1日現在住んでいる市区町村で課税されます。したがって、1月2日以降に大田区に転入された方について、その年度は大田区で課税をしないため税証明を発行できません。前住所地の市区町村におたずねください。

26 窓口の ご案内

大田区役所

所在地：〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

FAX：03(5744)1515 課税課

FAX：03(5744)1517 納税課

●住民税の課税・納税証明が必要なときは…

大田区役所4階 課税課（庶務・諸税）、1階 戸籍住民窓口及び区内特別出張所（注1）で取扱っています。大田区役所4階 納税課は、納税証明書のみ取扱っています。取得申請については、45～47 ページ「25 各種の税証明」をご覧ください。

●原動機付自転車の登録・廃車は…

大田区役所4階 課税課（庶務・諸税）で取扱っています。（TEL 5744-1192）
※廃車手続は、区内特別出張所（注1）でも取扱っています。
※原動機付自転車以外の軽自動車等の登録・廃車については、41 ページをご覧ください。

●住民税の申告と課税は…

大田区役所4階 課税課

大森地区（TEL 5744-1194）—大森、山王、馬込、中央、池上、平和島

調布地区（TEL 5744-1195）—嶺町、田園調布、鶯の木、雪谷、千鳥、
久が原、千束、石川町、仲池上、上池台

蒲田地区（TEL 5744-1196）—蒲田、糀谷、羽田、萩中、六郷、矢口、
下丸子、多摩川

●住民税（普通徴収・年金からの特別徴収）の収納確認・還付・充当については…

大田区役所4階 納税課 収納推進担当（収納）（TEL 5744-1205）

●住民税（給与からの特別徴収）の収納確認・還付・充当については…

大田区役所4階 納税課 特別徴収（TEL 5744-1197）

●住民税（普通徴収）・軽自動車税の口座振替については…

大田区役所4階 納税課 収納推進担当（収納）（TEL 5744-1205）

●住民税等の納付のご相談は…

大田区役所4階 納税課

整理大森（TEL 5744-1200）—大森、山王、馬込、中央、池上、平和島

整理調布（TEL 5744-1201）—嶺町、田園調布、鶯の木、雪谷、千鳥、
久が原、千束、石川町、仲池上、上池台

整理蒲田（TEL 5744-1202）—蒲田、糀谷、羽田、萩中、六郷、矢口、
下丸子、多摩川

整理区外（TEL 5744-1203）—大田区外の方

●国税のご相談は…

大森税務署 〒143-8565 大田区中央7-4-18 TEL 3755-2111

雪谷税務署 〒145-8506 大田区雪谷大塚町4-12 TEL 3726-4521

蒲田税務署 〒144-8556 大田区蒲田本町2-1-22 TEL 3732-5151

注1：令和8年9月1日より、蒲田東特別出張所の証明発行・廃車手続は休止となります。

●都税のご相談は…

大田都税事務所 〒144-8511 大田区新蒲田1-18-22 TEL 3733-2411

※建て替えのため、当面の間仮庁舎へ移転しています。

●事業税のご相談は…

品川都税事務所 〒140-8716 品川区広町2-1-36 TEL 3774-6666

個人住民税の主な改正点

令和 8 年度

1 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。ただし、給与収入 190 万円超の方の給与所得控除額には変更はありません。

2 特定親族特別控除の創設

納税義務者と生計を一にする特定親族（年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下）を有する場合、新たに特定親族特別控除が受けられます。特定親族特別控除は、特定親族の合計所得金額に応じて控除額が通減します。控除額は 15 ページ「**9** 特定親族特別控除」をご確認ください。

（注）配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。

3 各種控除に関する所得要件額の引き上げ

各種控除の適用を受けるための所得要件額が 10 万円引き上げられました。

所得要件	改正前		改正後	
	合計所得金額 総所得金額等 最低保障額	給与収入額 (※)	合計所得金額 総所得金額等 最低保障額	給与収入額 (※)
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48 万円以下	103 万円以下	58 万円以下	123 万円以下
ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等	48 万円以下	103 万円以下	58 万円以下	123 万円以下
寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額	48 万円以下	103 万円以下	58 万円以下	123 万円以下
勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額	75 万円以下	130 万円以下	85 万円以下	150 万円以下
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48 万円以下	103 万円以下	58 万円以下	123 万円以下
家内労働者等の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55 万円	-	65 万円	-

（※）1 年間を通して給与収入のみの場合です。

4 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について

令和 7 年度住民税に適用された住宅ローン控除制度の改正内容が、1 年延長されました。